

藤井寺市柏原市学校給食組合公平委員会の公印に関する規程

昭和 50 年 9 月 1 日
公平委員会規程第 1 号

第 1 条 公平委員会の印章については、別に定める場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

第 2 条 公印は次のとおりとする。

- (1) 藤井寺市柏原市学校給食組合公平委員会之印
- (2) 藤井寺市柏原市学校給食組合公平委員会委員長之印

2 公印のひながたは、別記による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する

別記

方 24 mm

藤	井	寺	市
柏	原	市	学
校	給	食	組
合	公	平	委
員	会	之	印

方 24 mm

藤	井	寺	市	柏
原	市	学	校	給
食	組	合	公	平
委	員	会	委	
員	長	之	印	